

# 青森県報

第六百五十七号

令和五年  
九月四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高  
保 險 福 祉 課 ……一
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退…( 同 ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………( 同 ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………( 障 害 福 祉 課 ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更  
の届出……………( 同 ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………( 同 ……二
- 道路の区域の変更……………( 道 路 課 ……三
- 出 先 機 関
- 土地改良区の定款変更の認可……………( 上 北 地 域  
県 民 局 ……三
- 右 同……………( 同 ……三
- 令和五年八月十六日定例告示中……………( 漁 港 漁 場  
整 備 課 ……四

## 告 示

### 青森県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
	株式会社笑里	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二二の四	通所介護	株式会社笑里	令和五・九・一

### 青森県告示第五百三十一号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護療養型医療施設の開 設 者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護療養型医療施設	辞退の届出年月日	辞退年月日
	氏名	所在地			

医療法人 慈仁会	五所川原市金木 町朝日山四五三	医療法人 慈仁会尾 野病院	五所川原市金木 町朝日山四五三	令和 五・七二六	令和 五・八三
-------------	--------------------	---------------------	--------------------	-------------	------------

青森県告示第五百三十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

〇二五〇 一八三	令和 五・八二四	医療法人 濟生堂	五所川原 市一字新 川原四一	有料老人 ホーム ナール グホーム 野里	五所川原 市大字神 山字牧原 五六の一	令和 五・九一	住宅型有 料老人 ホーム
〇二五〇 一八四	〃	医療法人 濟生堂	五所川原 市一字新 川原四一	訪問介護 のざと	五所川原 市大字神 山字牧原 五六の一	〃	訪問介護

青森県告示第五百三十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サ ービス者	名称 主たる事務所の 所在地	障害福祉 サ ービス の種類	障害福祉サ ービスを行う 事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人つがる三 人会	弘前市大字茜町 二丁目一の二	短期入所	障害福祉サ ービス の名称 弘前市大字 亀甲一〇七 の一	令和 五・九一

青森県告示第五百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名称	所在地	変更 年月 日
変更前	医療法人雄心会新都市訪問 看護ステーション	青森市大字石江字高間一〇四 の一五六	平成 三〇・六・三〇
変更後	ひばかり調剤薬局	青森市石江三丁目二の四	〃
変更前	ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	令和 五・八一
変更後	アイン薬局ひばかり店	〃	〃

青森県告示第五百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	スーパードラッグアサヒ調剤薬局青森中央店	所 在 地	青森市東大野二丁目一の三	指定辞退年月日	令和五年八月三
-----	----------------------	-------	--------------	---------	---------

青森県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年十月三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年九月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	国 道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山五〇の二二から西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山大平一二四の二まで		前 二二・六〇メートルから 六・九八メートルまで	後 二二・六〇メートルから 一・九三六メートルまで	八四九・六七メートル	八四九・六七メートル	
2	国 道	三三三九号	五所川原市金木町中柏木鎧石五三の二から五所川原市大字長富字竹崎二三の五まで		前 一〇・七〇メートルから 三三・四〇メートルまで	後 一〇・七〇メートルから 四九・七〇メートルまで	二三八・二〇メートル	二三八・二〇メートル	

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十三日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

令和五年九月四日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋

平土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年九月四日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

漁港漁場整備課

令和 <sup>五</sup> ・八 <sup>二六</sup> ・六 <sup>二六</sup> 第四九号		発行年月日
告示		区分
第五〇三号		番号
二	一	ページ
下	下	段
一五	一四	行
五番、字、牛、滝、八、四、番、一、及、び、細、間、八、番、八	五番、字、牛、滝、八、四、番、一、及、び、細、間、八、番、八	誤
び、一、字、細、間、八、番、八、四、番、五、及	び、一、字、細、間、八、番、八、四、番、五、及	正

正

誤

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭